

議案第24号

三朝町水道事業給水条例の一部改正について

次のとおり三朝町水道事業給水条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成15年3月10日

三朝町長 吉田秀光

平成15年3月24日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

三朝町水道事業給水条例の一部を改正する条例

三朝町水道事業給水条例（平成10年三朝町条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中章、条及び項の表示に下線が引かれた章、条及び項（以下「移動章条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中章、条及び項の表示に下線が引かれた章、条及び項（以下「移動後章条等」という。）が存在する場合には、当該移動章条等を当該移動後章条等とし、移動後章条等に対応する移動章条等が存在しない場合には、当該移動後章条等（以下「追加章条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（章、条及び項の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（章、条及び項の表示並びに追加章条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第1章～第5章 略	第1章～第5章 略
第6章 貯水槽水道 (貯水槽水道に係る管理者の責任) 第37条 管理者は、貯水槽水道（法第	

14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うものとする。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理に関する情報提供を行うものとする。

(貯水槽水道設置者の責任)

第38条 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。次項において同じ。)の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、当該貯水槽水道を適正に管理するとともに、その管理の状況について、検査を受けなければならない。

2 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を適正に管理するとともに、その管理の状況について管理者の認める者の検査を受けるように努めなければならない。

第7章 補則

(委任)

第39条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

第6章 補則

(委任)

第37条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

前 五 号	新 五 号
第 一 章 一 節	第 一 章 一 節
	第 二 章 第 一 節
	(計費の負担等に関する貯水槽水道)
	第 三 章 第 一 節